

## 旅行業務取扱料金表(海外)

(旅行業法 第 12 条の 4 による取引条件説明書面)

### ◆手配旅行に係る取扱料金

内 容		料 金	
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	旅行費用総額の	20%以内(下限 5,400 円)
	運送機関、宿泊機関の予約・手配	1 人 1 件につき	20%以内(下限 5,400 円)
	航空券	1 人 1 件につき	20%以内(下限 16,200 円)
添乗サービス料金 (宿泊、交通費等の旅行実費を除く)		1 人 1 日につき	43,200 円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の	20%以内 (下限 10,800 円)
	運送機関の予約・手配の変更	1 人 1 件につき	10,800 円
	宿泊手配の予約・手配の変更	1 人 1 件につき	5,400 円
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	取消に係る部分の旅行代金の	20%以内
	運送機関の予約の取消し	1 人 1 件につき	10,800 円
	宿泊手配の取消し	1 人 1 件につき	5,400 円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合	1 件につき (電話料、電報料は別)	4,320 円

包括料金特約による企画手配旅行にあつては、手配料金、企画料金は旅行代金に含まれております。

- お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
- 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて 1 件として扱います。
- 下限は 1 件、1 名様当りの料金です。
- 取扱料金、変更手続料金は、旅行を中止される場合にも申し受けます。
- 上記の複合手配には運送・宿泊機関のほか、現地観光手配などその他の手配との複合の場合も含まれます。上記料金には消費税が含まれます。

◆旅行相談料金

区分	内容	料金	
観光旅行	(1)旅行計画作成のための相談	基本料金 (30 分まで)	5,450 円
		以降 30 分ごと	3,240 円
	(2) 旅行計画の作成	1 件につき	3,240 円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り	旅行日程 1 件につき	3,240 円
	(4) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	1 件につき	2,160 円

上記料金には消費税が含まれます。